

監督署の窓

平和なシフト

ます。
会社の営業カレンダー等は、年度での切り替えが主流のようですが、年での切り替えも一定数あります。

そして、営業カレンダー等に併せ、1年単位の変形労働時間制の協定を締結される会社も多く、監督署には、年末年始の期間と年度末から年度初めにかけての時期に、1年単位の変形労働時間制の協定が多く届け出られます。変形労働時間制とは、一定の期間を平均して1新しい年が始まり、カレンダーや手帳を新調された方が多いことと思い

週間の労働時間を40時間以下であることを条件に、特定の日や週に法定労働時間（1週40時間、1日8時間）を超える労働を可能にする制度で、単位は、1年（1か月を超えて1年以内）のほか、1か月（1週間を超えて1か月以内）、1週間（業種が限定されています）

があります。

変形労働時間制を採用されている場合、その単位の期間ごとに就労日や就労時間を決定する「勤務シフト」を組まれることと思います。

「勤務シフト」は、

変形労働時間制を採用していない場合にも使われており、いわゆる「シフト制」の勤務形態をとられている会社は多くあります。

「シフト制」の勤務形態においては、労働契約の締結時点で労働日や労働時間を確定的に決めていため、シフト等

をめぐるトラブルが少なからず発生しており、厚生労働省では、リーフレット『「シフト制」労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項』において「シフト制」で労働者を就労させる際の留意事項を取りまとめています。

リーフレットを参考にしながら、適正な労務管理を行っていただきたいと思います。

シフト制に関して、ある会社の労務担当者とこんな話をしたことがあります。

その会社では、毎月、決まった日までに社員が勤務日の希望を出し、労務担当者がその希望を集め・調整し、勤務シフトを組んでいるのですが、労務担当者は、「毎月、シフトを組むのに苦労しています。社員が好き勝手に勤務日の希望を出しますので、調整が難しいのです」と話されました。

すると、労務担当者は、「確かに一緒に働きたかったというのには、平和なことですね」と頷いて帰つていかれました。

喫茶文化が根付くこの地方らしい理由で、心がほっこりさせられたシフトの話でした。

「そういうことはないのですが、同じ部署のこの人と勤務日を同じ日にして、休日を同じ日にしてほしいっていう希望があるのですよ。その理由がね、休日に、お気に入りの店に一緒にモーニングに行きたいから、つていうのですよ」予想外の話に、こう話しました。

「いいじゃないですか。社員さん同士、仲が良くて。一緒に働きたくないからシフトを絶対同じ日にしないでくれっていう方が困りますよ」ということですね」と頷いて帰つていかれました。